

情報公開・個人情報保護審査会第5部会 開催記録

- 1 日時 令和7年5月22日（木）13：30～16：10
- 2 場所 情報公開・個人情報保護審査会第1会議室
- 3 出席者 藤谷俊之部会長、石川千晶委員、磯部哲委員
- 4 議事の項目等

- (1) 事件名：令和7年（行情）諮問第483号「第5回分科会 標準地の個別地点割当表」の一部開示決定に関する件
諮問庁：国土交通大臣
調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議
- (2) 事件名：令和7年（行情）諮問第506号「特定の学則変更認可申請書類に対する審査意見の不開示決定に関する件」
諮問庁：文部科学大臣
調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議
- (3) 事件名：令和7年（独情）諮問第53号「特定大学院定期試験問題の不開示決定に関する件」
諮問庁：国立大学法人北海道大学
調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議
- (4) 事件名：令和6年（独個）諮問第26号「本人に関する文書を作成するにあたり関係者とやり取りをした記録の一部開示決定に関する件」
諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構
調査審議の内容：上記諮問事件につき審議
- (5) 事件名：令和7年（行情）諮問第112号「米海軍原子力潜水艦の航跡図等の不開示決定に関する件」
諮問庁：海上保安庁長官
調査審議の内容：上記諮問事件につき審議
- (6) 事件名：令和5年（独情）諮問第129号「特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件」
諮問庁：国立大学法人東京大学
調査審議の内容：上記諮問事件につき、情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令2条1項に基づき併合の上、審議
- (7) 事件名：令和6年（独情）諮問第54号「特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件」
諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき、情報公開・個人情報保護審査会設置
法施行令2条1項に基づき併合の上、審議

- (8) 事件名：令和6年（独情）諮問第55号「特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件」

諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき、情報公開・個人情報保護審査会設置
法施行令2条1項に基づき併合の上、審議

- (9) 事件名：令和6年（独個）諮問第15号「本人の入学の推薦に係る総長の最終決定に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

- (10) 事件名：令和7年（行情）諮問第385号「特定法人の違法性が疑われる行為の申立てについて事実確認をしたメール等の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国土交通大臣

調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議

- (11) 事件名：令和7年（行情）諮問第455号「特定職員に対する聴取記録の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国土交通大臣

調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議

- (12) 事件名：令和7年（独情）諮問第1号「特定役員のパワーハラスメントに係る文書の不開示決定に関する件」

諮問庁：国立研究開発法人国立循環器病研究センター

調査審議の内容：上記諮問事件につき調査審議

- (13) 事件名：令和7年（独個）諮問第5号「本人に係るハラスメント防止対策委員会議事要旨等の一部開示決定に関する件」

諮問庁：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

調査審議の内容：上記諮問事件につき調査審議

- (14) 事件名：令和7年（行情）諮問第456号「特定の写真に写っている職員とされる個人が特定日特定時頃に職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国土交通大臣

調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議

- (15) 事件名：令和5年（独情）諮問第131号「特定年度入学者選抜試験特定設問について、特定事実が判別可能な文書の不開示決定（不存在）に

関する件」

諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

- (16) 事件名：令和５年（独情）諮問第１３２号「特定年度入学者選抜試験特定設問について、特定事実が判別可能な文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

- (17) 事件名：令和５年（独情）諮問第１３３号「特定年度入学者選抜試験特定設問について特定の解答例記載の式が是認されたか否かが判別可能な文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：国立大学法人東京大学

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

- (18) 事件名：令和６年（独情）諮問第２６号「「補正に要した日数」の求め方を定めた文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議

文責：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局